

京都市告示第 785 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 19 年 8 月 14 日

京都市長 柘本 頼兼

1 団体の名称

菱川町北自治会

2 規約に定める目的

自治会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 夏祭り地蔵盆、レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事。
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事。
- (3) ごみ処理、排水など保健衛生に関する事。
- (4) 青少年の保護育成に関する事。
- (5) 災害防止及び交通安全に関する事。
- (6) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事。
- (7) その他、自治会の目的に必要な事業及び連絡に関する事。

3 区域

京都市伏見区羽束師菱川町 429 番地、429 番地の 1、429 番地の 2、429 番地の 6、429 番地の 7、429 番地の 9、429 番地の 15 から 23 まで、429 番地の 25 から 36 まで、430 番地の 1 から 3 まで、430 番地の 6 から 8 まで、430 番地の 10、439 番地、439 番地の 2、439 番地の 7 か

ら74まで, 439番地の77から106まで, 497番地の1, 497番地の2,
497番地の4から6まで, 555番地の1から112まで, 559番地の1から
89まで, 559番地の92から193まで, 559番地の195, 559番地の
196, 559番地の198から203まで及び568番地の1の区域

4 事務所

京都市伏見区羽束師菱川町559番地の184

5 代表者の氏名及び住所

大橋 秀人 京都市伏見区羽束師菱川町439番地の58

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成19年 8月 8日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)